

令和6年度

旭川農業水利事業

旭川左岸幹線用水路他用地測量調査（その6）業務

特別仕様書

東北農政局旭川農業水利事業所

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 本特別仕様書は、令和6年度旭川農業水利事業旭川左岸幹線用水路他用地測量調査（その6）業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、用地調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

### (実施場所)

第2条 本業務の実施場所は、次のとおりである。

(1) 秋田県横手市駅南二丁目地内他（別添位置図のとおり）

(2) 地域区分は旭川左岸幹線用水路を市街地乙とし、布晒揚水機場及び東部揚水機場を耕地とする。

### (班編制)

第3条 本業務は、用地測量1班以上、用地調査1班以上の計2班以上の班編制により行うものとする。

### (障害物の伐除)

第4条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

### (管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第5条 資格要件は以下のとおりである。

#### (1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）な者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記（2）の照査技術者の要件とする。また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

#### (2) 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）な者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

ア 土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者

イ 土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者

(低入札価格契約における第三者照査)

第6条 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

## 2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和5・6年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。

なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

### ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

### イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

## 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- ア 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- イ 照査技術者と同等の技術資格を有する者

## 4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

## 5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査と併せて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

## 6 成果物とりまとめの段階時打合せへの立会い

特別仕様書第15条第2項に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

## 7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と

併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

## 8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

## 9 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性の評価）

### 第 7 条 履行確実性評価の達成状況の確認

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 次の審査項目ア～ウにおいて、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合  
ア 業務内容に対応した費用が計上されているか  
イ 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか  
ウ 品質管理体制が確保されているか
- (2) 次の審査項目エにおいて、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合  
エ 再委託への支払は適正か
- (3) その他、作業計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 成果物のミス、不備等

## 第 2 章 測量条件及び貸与資料等

（測量の基準及び精度等）

第 8 条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

- (1) 測量の基準は、測量作業規程及び同運用基準による。
- (2) 測量及び面積測量の精度区分は、市街地乙は甲二、耕地は甲三とする。
- (3) 縮尺は、500 分の 1 を基本とする。

（貸与資料）

第 9 条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名		
平成29年度	旭川農業水利事業	旭川左岸幹線水路トンネルその他調査測量設計業務
令和2年度	旭川農業水利事業	布晒揚水機場他撤去測量設計業務

令和4年度 旭川農業水利事業 旭川左岸幹線用水路他用地測量調査（その5）業務

その他必要な資料

2 受注者が、土地の登記記録等若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

### 第3章 作業項目及び内容

（作業項目、数量及び対象施設）

第10条 本業務の作業項目、数量及び対象施設は、次のとおりである。

なお、対象施設毎の内訳は備考欄のとおりであり、番号は位置図を参照すること。

作業項目	数量	備考
1 用地測量業務		
(1) 作業計画	1業務	①②③共通
(2) 現地踏査	1業務	①②③共通
(3) 地図の転写	13.31ha	①－、②13.00、③0.31
(4) 転写連続図の作成	13.31ha	①－、②13.00、③0.31
(5) 地積測量図等の転写	1.39ha	①－、②1.08、③0.31
(6) 土地の登記記録の調査	5.99ha	①－、②5.68、③0.31
(7) 権利者の確認調査（当初）	1.39ha	①－、②1.08、③0.31
(8) 公共用地管理者との打合せ	1業務	①②③共通
(9) 依頼書の作成	0.40km	①－、②0.32、③0.08
(10) 協議書の作成	0.40km	①－、②0.32、③0.08
(11) 境界の確認	1.39ha	①－、②1.08、③0.31
(12) 土地境界確認書の作成	1.17ha	①－、②0.91、③0.26
(13) 境界測量	1.39ha	①－、②1.08、③0.31
(14) 用地境界仮杭の設置	0.83ha	①0.23、②0.52、③0.08
(15) 境界点間測量	1.62ha	①0.23、②1.08、③0.31

(16) 面積計算	0.83ha	①0.23、②0.52、③0.08
(17) 用地実測図の作成	1.39ha	①－、②1.08、③0.31
(18) 用地平面図等の作成	1.62ha	①0.23、②1.08、③0.31
(19) 土地調書の作成	0.83ha	①0.23、②0.52、③0.08
2 用地調査業務		
(1) 作業計画の策定	1業務	①1、②－、③－
(2) 現地踏査		
(2-1) 営業その他の調査	1業務	①1、②－、③－
(2-2) 地盤変動影響調査等	1業務	①③共通、②－
(3) 営業その他の調査		
(3-1) 営業の調査・算定 営業D	1事業所	①1、②－、③－
(4) 地盤変動影響調査等		
(4-1) 事前調査 非木造建物イ (400㎡以上600㎡未満) 内部調査あり	1棟	①1、②－、③－
(4-2) 事前調査 木造建物A (130㎡以上200㎡未満) 内部調査あり	1棟	①－、②－、③1
(4-3) 事前調査 木造建物A (300㎡以上450㎡未満) 内部調査あり	1棟	①－、②－、③1
(4-4) 事前調査 木造建物C (70㎡以上130㎡未満) 内部調査あり	1棟	①－、②－、③1
(5) 物件調書の作成	1枚	①1、②－、③－

(指示事項)

第 11 条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。なお、特段の指示が無いものは共通仕様書による。

(1) 地図の転写及び転写連続図の作成

ポリエステルフィルム#300 又はこれと同等以上のものとし、規格は A1 型とする。

(2) 地積測量図等の転写

分筆されている場合その他必要に応じて管轄登記所備付けの地積測量図及び地役権転写するものとする。

(3) 土地登記記録の調査

土地に関する所有権以外の権利の登記がある場合その他必要に応じて登記事項証明書を提出するものとする。

(4) 権利者の確認調査（当初）

登記名義人が死亡している場合その他必要に応じて、権利者の確認調査（追跡）を変更追加するものとする。

(5) 公共用地管理者との打合せ

公共用地管理者との打合せ内容等を記載した打合せ簿を提出するものとする。

(6) 依頼書の作成

公共用地の境界を確定するため、公共用地管理者に立会等を求めるときの依頼書を作成するものとする。

(7) 協議書の作成

境界確定作業完了後において用地実測図等に押印を求めるときの必要書類を作成するものとする。

(8) 境界の確認

ア 立会い通知は、立会日の 1 週間前までに関係者に届くよう受注者が行うものとする。

イ 杭の材料はプラスチック杭とし、規格は 4.5 cm×4.5 cm×45 cmを標準とする。

ウ 杭頭部は赤色とする。

エ 境界確認に伴う立会人の日当は、受注者の負担とする。

(9) 用地境界仮杭の設置

ア 杭の材料はプラスチック杭とし、規格は 7.0 cm×7.0 cm×60 cmを標準とする。

イ 杭頭部は、土地使用を黄色とする。

(10) 面積計算

仮設用地等土地使用する土地について面積計算を行うものとする。

(11) 用地実測図の作成

図面の用紙はポリエステルフィルム#300 又はこれと同等以上のものとし、規格は A1 型とする。

(12) 用地平面図等の作成

ア 用地実測図を基に、土地使用図、境界点番号図及びその他必要な資料を打合せに応じて作成する。

イ 土地使用図に面積計算の結果を求積表として記載する。

ウ 図面の用紙はポリエステルフィルム#300 又はこれと同等以上のものとし、規格は A1 型とする。

(13) 土地調書作成

仮設用地等土地使用地について、所有者ごとに土地調書を作成する。

(14) 営業に関する調査

ア 「直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写」とは、事業年度が1年の法人にあっては最も新しい事業年度の確定申告時を含む3事業年度、6月の法人にあっては6事業年度の確定申告書（控）の写しをいう。

イ 業務期間が確定申告時期の前後にわたるときにおいては、できるだけ確定申告時期の後に調査し、直近の確定申告書（控）の写しを入手する。

(15) 事前調査

ア 調査は共通仕様書によるほか、地盤変動影響調査算定要領（平成27年3月31日付け26農振第2276号農村振興局整備部設計課長通知）に基づき行うものとし、これにより難しい場合は、監督職員と協議を行うものとする。

イ 受注者は「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（仮称）」を作成し、監督職員に協議の上、承諾を得るものとする。

また、受注者は、当該ガイドラインを建物所有者に説明し了解を得た上で、内部調査を行うものとする。

ウ 調査結果について、建物所有者の確認を得るものとする。

## 第4章 成果物

（成果物等）

第12条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成 果 物		数 量	装 丁 等
(1) 土地の登記記録調査表	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	綴じ込み
(2) 地積測量図等の転写図	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	綴じ込み
(3) 権利者調査表	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	綴じ込み
(4) 公共用地境界確定図書等	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	綴じ込み
(5) 土地境界確認書	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	綴じ込み

(6) 用地実測図等 ア地図の転写図 イ転写連続図 ウ用地実測図 エ土地使用図 オ境界点番号図	電子データ	正副2部	C D-R等
	原図	1部	図面ファイル
	書面	1部	綴じ込み
(7) 土地調書	電子データ	正副2部	C D-R等
	書面	1部	綴じ込み
(8) 営業の調査・算定書等 ア営業調査表 イ営業補償金算定調書	電子データ	正副2部	C D-R等
	書面	1部	綴じ込み
(9) 物件調書	電子データ	正副2部	C D-R等
	書面	1部	綴じ込み
(10) 事前調査書等 ア調査区域位置図 イ調査区域平面図 ウ建物等調査一覧表 エ建物等調査書 オ損傷調査書 カ写真集 キ水準測量成果	電子データ	正副2部	C D-R等
	書面	1部	綴じ込み
(11) その他必要な資料	電子データ	正副2部	C D-R等
	書面	1部	綴じ込み

2 成果物の提出先は、東北農政局旭川農業水利事業所とする。

## 第5章 業務実績データの作成及び登録

(登録機関)

第13条 共通仕様書第12条で監督職員が指定する登録機関は、AGRISセンター（関東農政局土地改良技術事務所）とする。

## 第6章 契約変更

(契約変更)

第14条 共通仕様書第22条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第10条に示す「作業項目、数量及び対象施設」に変更が生じた場合
- (2) 第12条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
- (3) 第15条第2項に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) その他

## 第7章 その他

(管理技術者及び打合せ)

第15条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は、屋外で行う調査の実施に際して現場に駐在するとともに、屋外作業期間中、毎日、東北農政局旭川農業水利事業所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記録の上、署名するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、若しくは変更した場合は監督職員に報告することとする。

2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者及び業務従事者が出席するものとする。

また、打合せの場所は、東北農政局旭川農業水利事業所とする。

- (1) 用地測量
  - ア 業務に着手するとき
  - イ 業務の中間1回
  - ウ 成果物とりまとめの段階
- (2) 用地調査
  - ア 業務に着手するとき
  - イ 業務の中間3回
  - ウ 成果物とりまとめの段階

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第41条に定める作業計画書の管理状況を報告しなければならない。

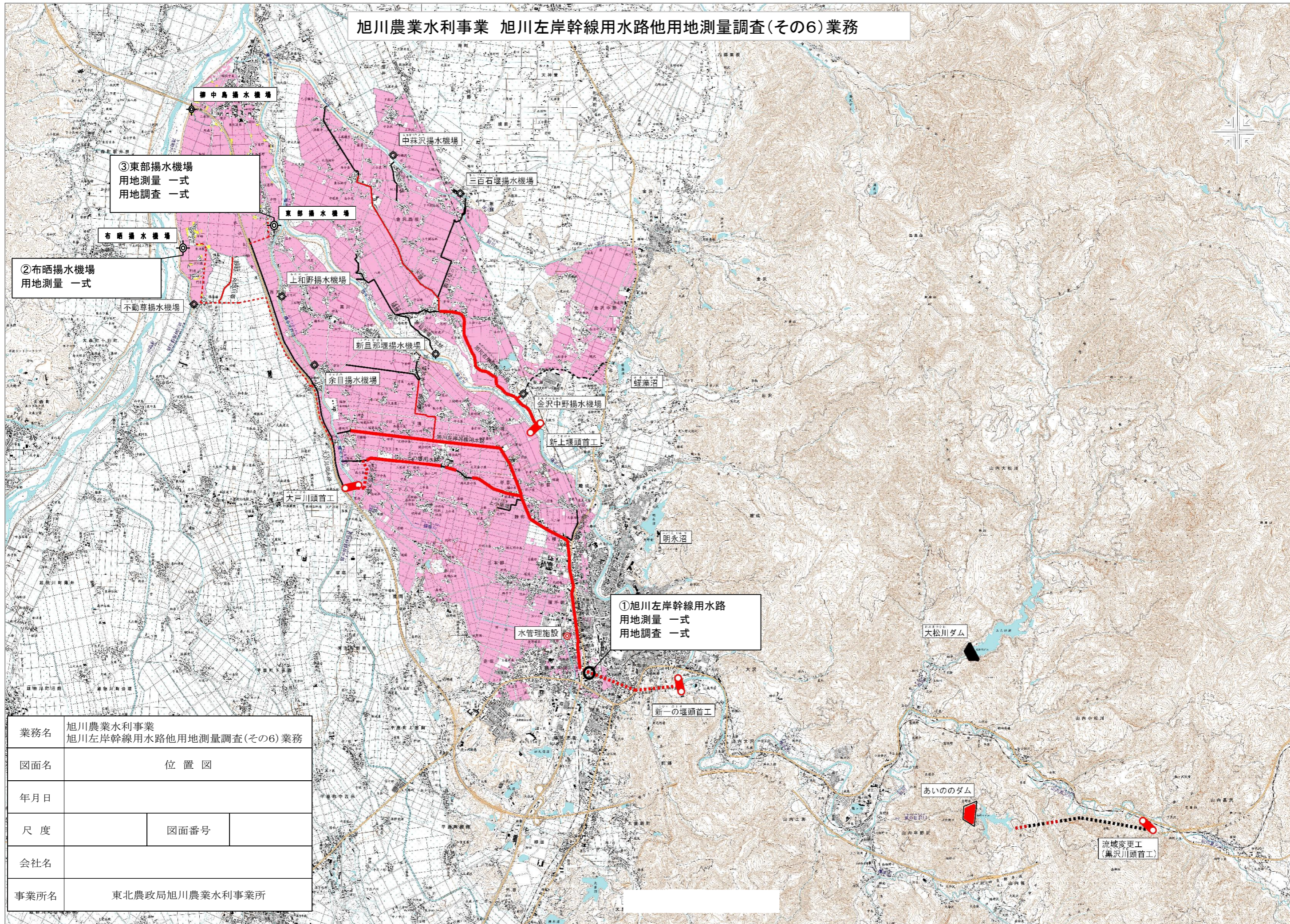
3 前項の対面による打合せは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Web会議とすることができる。

なお、Web会議とする場合は、受発注者の協議によるものとする。

(疑義)

第16条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

旭川農業水利事業 旭川左岸幹線用水路他用地測量調査(その6)業務



業務名	旭川農業水利事業 旭川左岸幹線用水路他用地測量調査(その6)業務		
図面名	位置図		
年月日			
尺度	図面番号		
会社名			
事業所名	東北農政局旭川農業水利事業所		